

公益財団法人山形庶民佐久間基金 教育福祉事業助成応募要項

1.助成対象団体

原則として山形県内の学校教育施設及び山形県内の社会福祉事業施設であり、児童又は青少年の健全な育成と地域社会の健全な発展に寄与する事業を営んでいる団体。

2.助成金品の額

1団体につき30万円を限度とします。
助成対象団体数は3団体を予定しています。

3.応募期間

平成29年8月1日から平成29年9月30日迄
※期限は厳守して下さい。

4.応募方法

応募者は別紙「助成事前審査申請書」に必要事項をご記入の上、可能な限り関係書類（見積書、パンフレット等）を添えて、応募期間までに当基金事務局にご送付ください。下記選考方法に基づき、該当助成団体には当基金事務局より連絡いたします。

なお、ご提出いただいた助成事前審査申請書および添付書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

5.選考方法

当基金の助成金規程に基づき、理事会で助成先および助成金額を決定します。
選考結果については、後日当基金事務局より連絡致します。なお、選考結果についてのお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

6.助成金の停止または返還請求

助成対象団体が次に掲げる違反事項に該当すると認められた場合は、助成金の停止又は、支給された助成金を返還していただくことがあります。

- ①申請書および関連書類に虚偽の記載があった場合
- ②助成金が応募内容以外の目的に使用された場合